

医療審議会の関係法令

○医療法（昭和23年法律第205号）

（医療審議会に関する部分 抜粋）

第7章 雑則

（都道府県医療審議会）

第71条の2 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○医療法施行令（昭和23年政令第326号）

（医療審議会に関する規定部分 抜粋）

（都道府県医療審議会）

第5条の16 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

長野県医療審議会医療法人部会運営要領

(目的)

第1 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21第1項の規定により、長野県医療審議会（以下「審議会」という。）に、医療法人部会（以下「部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2 部会は、医療法人に関する次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第2項の規定による社会医療法人の認定に関する事項
- (2) 法第45条第2項の規定による設立に関する事項
- (3) 法第55条第7項の規定による解散に関する事項
- (4) 法第57条第5項の規定による合併に関する事項
- (5) その他医療法人に関する事項

(組織)

第3 部会は、委員10名以内で組織する。

2 部会に属すべき委員は、審議会の会長が指名する。

3 部会には部会長を置き、その属すべき委員の互選により定める。

4 部会長は、会務を処理する。

5 部会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者がその職務を行う。

(会議)

第4 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会の決議は、審議会の決議とする。

(事務局)

第5 部会の事務局は長野県健康福祉部医療推進課に置く。